

障害児通所支援事業所 管理者 様

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課長

## 障害児通所支援事業所に対するこどもの安全・安心対策支援事業について

このことについて、下記のとおり補助事業を実施致しますので、**補助金交付申請書類等を電子メールにてご提出**ください。

記

### 1 補助事業の概要「通園バス安全装置導入支援事業」

補助対象経費	送迎用バスに、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置に係る機器等の購入費等 ※ <u>機器は、こども家庭庁が示す装置リストから選択してください。</u> (以下、こども家庭庁ホームページ) <a href="https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/">https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/</a>
補助対象施設	兵庫県所管（政令・中核市除く）の児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス
補助上限額	対象車両1台あたり175,000円（補助上限額を超える金額は事業者負担です。）

※「ICTを活用した子供の見守り支援事業」及び「登降園管理システム導入支援事業」については、あらかじめ活用を希望されていた事業所宛て手続きをご案内します。

### 2 必要な手続き（補助金交付申請と実績報告）

#### （1）提出書類（いずれも必ず法人単位で取りまとめてご提出ください。）

##### ①交付申請

###### ア 交付申請書（基本情報、事業所情報を入力ください。）

※複数事業所ある場合、事業所情報(2)以降のシートを使用ください。  
(10事業所以上必要な場合はご相談ください。)

###### イ 見積書（写し）

※経費等の内訳、安全装置名（品番）または認定番号等内容がわかる見積書

##### ②実績報告

###### ア 実績報告書（基本情報、事業所情報を入力ください。）

※交付申請と同じ情報が実績報告にも自動反映されますので、既に装置設置済で交付申請と同時提出の場合は、一度入力いただければ結構です。

※これから3月31日までに装置設置の場合は、ファイル名「実績報告のみ」において基本情報、事業所情報を入力ください。

※委任状は申請者名と振込口座名義が異なる場合押印が必要です。（原本の郵送をお願いします。）

###### イ 納品書・領収書（写し）（安全装置の購入額及び金額の内訳が分かるもの）

###### ウ 製品保証書等安全装置名（品番）または認定番号がわかるもの

※②納品書において確認できる場合は省略可

###### エ 写真（車両番号（車両の外観）及び安全装置を装備していることが分かる写真）

### 3 提出期限（電子メールで送付ください。）

	交付申請	実績報告	補助金支払予定
令和5年4月1日から 令和6年2月29日まで に装備完了している場合	3月28日（木）	同左	4月下旬
令和6年3月31日まで に装備完了予定の場合	4月5日（金）	4月10日（水）	5月下旬までに 順次

※書類不備があった場合は、支払予定が遅れますのでご了承ください。

### 4 留意事項等

- (1) 補助事業の実施は、令和5年度であるため、今年度中に導入（令和6年3月31日までに設置）をお願いいたします。
- (2) 安全装置については、購入を原則とするが、リースの場合は令和5年度末までのリース料を限度とします。
- (3) 安全装置については、こども家庭庁の装置リストをご参照のうえ、設置を進めていただくようお願いいたします。（設置に関しては、直接取扱い事業者等へお問合せください。）  
【こども家庭庁HP】 <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>
- (4) 安全装置については、送迎用バス1台につき安全装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とします。
- (5) 安全装置の設置義務化対象となる車両の範囲については、以下のとおりです。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（通知）」（令和4年12月28日子発1228第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）

#### 第三 留意事項

#### 2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車

通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。

なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔離することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

（※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。

#### 3 装備すべき安全装置

「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものであることが求められること。なお、本ガイドラインに適合する装置については、今後、内閣府において、国土交通省と連携し、一覧化したリストを作成・公表する予定であり、当該リストを参考に選定することが可能であること。

#### （申請先）

兵庫県福祉部ユニバーサル推進課  
障害福祉基盤整備班 川口

電話：078-341-7711（内線2968）

メール：[Naohiko\\_Kawaguchi@pref.hyogo.lg.jp](mailto:Naohiko_Kawaguchi@pref.hyogo.lg.jp)